

北区における公共交通の利用促進事業補助金交付要綱

令和5年8月1日 北区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市北区（以下、「北区」という）における将来にわたって持続可能な移動手段の確保を図るため、交通問題に関する課題解決につながる、地域の自主的な公共交通利用促進に関する取り組みに要する経費の一部を補助することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域コミュニティ交通 主に地域が実施主体となり運行する、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業及び、同法第78条に基づく自家用有償旅客運送事業をいう。
- (2) 社会実験期間 地域コミュニティ交通の導入に向けた、地域における代表的な組織の立ち上げ後から、地域コミュニティ交通の本格的な運行が開始されるまでの期間をいう。

(対象事業)

第3条 地域コミュニティ交通の導入に向けた社会実験期間であり、第1条目的の規定に沿った地域の自主的な取り組み（以下、「補助事業等」という。）を補助対象事業とする。

(対象団体)

第4条 補助事業等の対象となる団体（以下「団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 北区内に活動拠点を有していること。
- (2) 企画した活動を完了まで責任を持って遂行できる団体であること。
- (3) 営利を主目的とした活動、宗教的又は政治的活動でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体でないこと。

(対象経費)

第5条 補助事業等の対象となる経費（以下、「対象経費」という。）及び対象外経費は、別表1に掲げるものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内を限度とする。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、あらかじめ管轄する区役所と協議を行い、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 北区における公共交通の利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書

- (3) 収支予算書
- (4) 団体規約及び団体構成員名簿、又はこれらに準ずる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行う時は、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 北区における公共交通の利用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）

2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 北区における公共交通の利用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）

3 第1項の場合において、区長は補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助事業等の変更等)

第9条 前条第1項により補助金の交付決定を受けた団体（以下、「決定団体」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、北区における公共交通の利用促進事業補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、北区における公共交通の利用促進事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を北区における公共交通の利用促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は北区における公共交通の利用促進事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、決定団体に通知するものとする。

3 決定団体は、事業実施の期間中に代表者の変更があった場合は、その旨を速やかに区長に通知しなければならない。

(実績報告書の提出)

第10条 決定団体は、補助金規則第15条に基づき、補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、速やかに区長までに提出しなければならない。

- (1) 北区における公共交通の利用促進事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況が分かる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第11条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに決定団体に通知するものとする。

- (1) 北区における公共交通の利用促進事業補助金額等確定通知書（様式第9号）
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第12条 決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、北区における公共交通の利用促進事業補助金請求書（様式第10号）を前条の確定通知を受領後速やかに区長に提出しなければならない。

2 補助事業等終了前に補助金を交付しなければならない特段の事情があると区長が認める場合には、決定団体は補助事業等の終了前に、北区における公共交通の利用促進事業補助金請求書（様式第11

号)を区長に請求出来るものとする。なお、決定団体は、補助事業等終了後速やかに、事業の実績報告書を区長に提出しなければならない。

- 3 区長は、前2項の北区における公共交通の利用促進事業補助金請求書を基に、補助金を交付するものとする。
- 4 第2項の請求に基づき補助金を交付した場合においては、区長は、第11条の規定により補助金の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定した交付額を超える額に相当する額の返還を命ずるものとする。
- 5 決定団体は、区長から前項の請求があったときは、期限内に区長の指定する方法で清算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を北区における公共交通の利用促進事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、決定団体に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。